右の者に対する猥せつ図画販売被告事件について、昭和四三年五月一七日広島高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告申立があり、同事件は、当裁判所に係属中のところ、被告人が、昭和四三年九月三日死亡したことは、同人に関する昭和四三年九月一一日付高知市長A作成の戸籍謄本の記載によつて明らかである。よつて、当裁判所は、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により、裁判官全員一致の意見で、つぎのとおり決定する。

主 文

本件公訴を棄却する。

昭和四三年一〇月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美